## 小郡市地域包括支援センター運営業務プロポーザルに係る質問に対する回答(R1.7.23 時点)

	資料名称	該当項目	質問内容(原文)	回答
1	実施要項	提案上限	設置準備にかかる費用については事業者	備品等の購入を想定し、その経費を初年度に計上する
			負担である為、事務室の改修工事、什器の	ことは可能です。
			購入、パソコン等の備品購入等は当然様式	ただし、それぞれの年度について、提案上限額である
			28-1.2.3 号の経費から除外すると認識し	2,000 万円を超えた場合は、その圏域について交渉権を
			ているが、実際に業務を開始した後の状況	失うこととなりますので、この点をご留意いただき見
			に応じ、備品を追加購入する可能性がある	積書の作成をお願いします。
			ことを想定し、経費を初年度に計上するこ	
			とは可能か。仮に計上しても 2,000 万円を	
			超える場合は事業所で負担することは認	
			識している。	
			例)	
			相談件数が多い場合は電話回線を追加で	
			増やさないといけない可能性がある。プラ	
			ン件数によっては複合機等を追加で増や	
			す必要性が生じる可能性がある等で予算	
			を計上する場合。	
2	実施要項	応募の手続き	「提出期限までに参加表明書等提出書類	諸般の事情で、登記簿謄本を準備できない法人につい
		(1)③表の注記	が到達しなかった場合はいかなる理由が	ては、その理由及び準備できしだい提出する旨を記載
			あっても企画書提案書の提出はできない	した書類(任意様式)を代表者印押印のうえ提出してく
			ものとする」とあるが、法人登記簿謄本に	ださい。
			ついて、社会福祉法制度改正により理事長	なお、登記が済み次第、登記簿謄本の提出をお願いしま
			専任方法が変更となり、今年度の6月に全	す。
			国の社会福祉法人は一斉に理事長改選と	
			なった為、ほとんどの法人は理事会終了後	
			に登記手続きを法務局に行っている最中	
			であり、登記手続き中は登記簿謄本を準備	
			することができない。この場合は準備でき	
			ない理由書及び準備できしだい提出する	
			旨の誓約書提出をもって認めて頂けるで	
			しょうか。また、その場合の書式について	
			も指定等があればご教授頂きたいと考え	
			ます。	

	T			1
3	実施要項	応募の手続き	プレゼンテーションに必要な機材はスク	①、②延長コード、プロジェクターを載せる台は、当市
		(4) IV	リーンを除き、各事業者が準備すること」	で準備します。
			となっているが、以下の3点について質問	③プレゼンテーションの準備時間は、10分程度の時
			したい。	間を設ける予定です。
			①プロジェクターとパソコンを持参した	
			場合に延長コードとプロジェクターを乗	
			せる台も準備する必要があるか。	
			②その場合は事前に会場を見るか、延長コ	
			ードの長さと台の大まかな高さをご指示	
			頂く事は可能か。	
			③準備時間をどの程度とって頂けるか。	
4	実施要項	応募の手続き	事前に企画提案書等の副本を 12 部提出す	プレゼンテーションの際は、企画提案書を手元資料と
			   るようになっているが、プレゼンテーショ	して使用します。
			ンの際は審査委員は企画提案書を手元資	追加資料等を新たに提出することはできませんのでご
			料として見ている状況でプレゼンテーシ	注意ください。
			ョンを行うのか、それとも事前提出資料は	したがって、プレゼンテーションは、企画提案書の内容
			審査委員会の審議の際に使用する資料で、	に沿うようにしてください。
			プレゼンテーションの際は別に企画提案	
			書に沿った手元資料を準備した方がよろ	
			しいのかお尋ねしたい。	
5	仕様書	建物設備	既存の事業として、居宅介護支援事業等を	仕様書記載の基準を満たすものであれば、既存事業の
			実施している場合で同建物内に地域包括	支障とならない範囲での兼用は可能です。
			支援センターを実施することを立案する	
			場合、会議室、相談室、トイレ等の設備に	
			ついて既存事業の支障とならない範囲で	
			兼用することは可能か。	
6	仕様書	営業時間	営業時間は月曜日から金曜日となってい	可能です。
			るが、指定曜日に加え土曜日や日曜日に営	
			業することは可能か。	

7	/1.154 中	人类之际上层土		町大の原料与柱土板といる。 2、土地町の地上には
7	仕様書	介護予防支援部	職員数について「担当する地域における必	既存の地域包括支援センターは、基幹型地域包括支援
		門	要な介護予防サービス・支援計画作成及び	センターとして残りますが、指定介護予防支援業務を
			介護予防ケアマネジメント実施数に応じ	実施する予定はなく、ケアプラン作成の実施もありま
			た人員を配置すること。」となっているが、	せん。したがって、既存の利用者については、今回委託
			各地区内に要支援認定者が概ね 300 名い	を行う地域包括支援センターにすべて引き継ぐことと
			らっしゃるが、その中から支援計画が必要	なります。
			な方全員の計画を実施する想定数か、それ	なお、現状の利用者として、H30.10.1 におけるケアプ
			とも支援計画が必要な方の内、既存の地域	ラン作成数は市内全域で 701 件(うち市内委託 114 件、
			包括が何名か継続して計画作成を実施す	市外委託 25 件)となっています。
			るのか、既存のご利用者を全員引き継ぐの	
			か、新規だけを担当するのか、そもそも現	
			状で何名いらっしゃるか等が分からない	
			為、想定の人数を確定できない。申込を行	
			う各法人が想定数を少なく見積もれば当	
			然人件費も安くなり、委託料も安く見積も	
			ることも可能であるが、各法人の判断で想	
			定数を決めてよろしいでしょうか。最低限	
			何名以上支援計画を実施する想定をした	
			らよろしいでしょうか。	
8	仕様書	指定介護予防支	既に居宅介護支援事業所の指定を受け事	既に居宅支援事業所として指定を受けている場合で
		援業務	業を実施している同事務所において地域	も、新たに指定介護予防支援事業所 (地域包括支援セン
		第1号介護予防	包括支援センターを受託しようとする場	ター)として指定を受ける必要があります。
		支援事業業務	合、地域包括支援センターとして別に指定	なお、介護保険法第115条の23第3項の規定によ
			を受ける必要があるか。それとも既存の居	り、地域包括支援センターは介護予防支援業務の一部
			宅介護支援事業所の職員が地域包括支援	を居宅介護支援事業所に委託することはできますが、
			センター職員を兼務し、会計上、地域包括	介護予防支援業務のすべてを居宅介護支援事業所に委
			支援センター(1)包括的支援事業(2)	託して実施することはできません。
			介護予防支援事業と居宅介護支援事業を	
			区分した上で支援計画を作成しても差し	
			支えないか。若しくは受託した地域包括支	
			援センターが介護予防支援事業の部分の	
			み併設する居宅介護支援事業所に委託す	
			る等して実施することは可能か。	

9	審査基準	3. プレゼンテー	業務委託を行う場合の行政としての方針	採点方法や基準については、実施要領のほか、さらに詳
		ションと審査	やどこに重点をおいているのかが明確に	細なものとして、現時点でお示しできるものはありま
			分からない部分がある。その為、各項目に	せん。
			おいて点数配分がなされているが、採点す	
			る際の方法や基準が更に詳細に分かれば、	
			その方針を推察することもできるかと考	
			えます。	
			例えば、この項目は10点満点であるが、	
			5 段階評価で評価するや見積もり額につ	
			いては他法人と比較して相対的に順位付	
			けを行い、安価な法人から単純に配点する	
			のか、金額が高くても職員を多く配置する	
			計画を立てている等、それに見合った内容	
			であれば一定の基準に当てはめて採点す	
			るのか等	
10	実施要項	6 法人市町村民	社会福祉法人の場合、法人としての市町	社会福祉法人等により、法人市町村民税、法人税、消費
		税納付証明書	村民税は非課税ですが就労している従業	税及び地方消費税の納税が免除となっている場合は、
		7 法人税、消費	員個人から特別徴収している領収書の控	その旨を記載した書類 (任意様式) を代表者印押印のう
		税、及び地方消費	えはあります。法人税、消費税も非課税	え提出してください。
		税の納付証明書	ですが固定資産税の納税証明書であれば	なお、(その3の3)とは、税務署が発行する納税証明
		(その3の3)	市役所にて取得可能です。また、(その3	書のうち法人税、消費税及び地方消費税について、滞納
			の3)が何を示すものかが分かりませ	がないことの証明書です(納税が免除となっている法
			ん。納税証明書ではなく、課税証明書の	人については、提出する必要はありません)。
			備考欄に非課税と記された証明書であれ	
			ば、行政より発行可能でありますが、納	
			税をしておりませんので、納税証明書が	
			ありません。	
			社会福祉法人の場合、具体的にどのよう	
			な書類を提出すればよいかご教授頂けれ	
			ばと存じます。	
11	仕様書	5 (2) ア・イ	・事務室の原則 20 ㎡以上は、相談室や会	・事務室 20 ㎡以上に、相談室・会議室を含むことは可
			議室を含むのか?	能です。ただし、業務に支障のないスペースの確保をお
			・相談室と会議室は、別にスペースの確	願いします。
			保が必要か?	・相談室と会議室の確保については、仕様書記載のとお
			または兼用が可能か?	りです。
			・事務所を病院内に設置可能か?	・事務所を病院内に設置することは可能です。また、相
			その際、相談室や会議室の兼用可能	談室や会議室を業務に支障のない範囲で、病院と兼用
			か?	することは可能です。
			・事務所を居宅介護支援センター内に設	・事務所を居宅介護支援事業所内に設置することは可
			置可能か?	能です。ただし、その際は、居宅介護支援事業所と地域
			その際、相談室や会議室の兼用可能	包括支援センターとは明確に区別して配置してくださ
			カゝ?	い。また、相談室や会議室を業務に支障のない範囲で、

				居宅介護支援事業所と兼用することは可能です。
12	仕様書	5 (2) +	・市で準備するケアプラン作成用のパソ	三職種用として3台、介護支援専門員用として3台、
			コンは、何台準備されるか?	市より貸与します。
13	仕様書	7 (2)	・人員配置として、現在地域包括支援セ	委託先である地域包括支援センターでの勤務を希望す
			ンターに所属する介護支援専門員を、受	る介護支援専門員については、相談に応じます。
			け入れることが出来るのか?	
14	仕様書	7 (2)	・介護予防支援部門の介護予防サービ	現在、地域包括支援センターから他の事業所に委託し
			ス・支援計画作成及び介護予防ケアマネ	ているケアプランについては、今年度末で委託契約の
			ジメントは、他の事業所に委託している	期間が一旦終了します。よって、これらのケアプランを
			部分についてどうするのか?そのまま委	含む既存のすべてのケアプランについて、今回委託を
			託するのであれば、実施数に応じた人員	行う地域包括支援センターへ引継ぎを行います。
			配置を試算するためにも、各圏域の要支	なお、各地域包括支援センターから必要に応じて他の
			援認定者数のうち、委託されている件数	事業所へケアプラン作成を委託することについて妨げ
			を提示して頂きたい。	るものではありません。既存のケアプラン作成数は、
				No. 7 回答のとおり。
15	仕様書	7 (1)	人員基準にて保健師に準ずる者として、	地域ケア・地域保健等に経験があり、かつ高齢者に関す
			地域ケア・地域保健等に経験があり、か	る公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とは、通
			つ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1	所介護、訪問看護等の在宅ケアにおいて、健康づくりや
			年以上有する看護師とは、具体的にどの	介護予防に関する業務を1年以上経験した看護師のこ
			ような経験を指すのか?	とを指します。
			たとえば、訪問看護やデイサービスでの	したがって、訪問看護やデイサービスでの健康管理や
			健康管理や運動指導などの在宅サービス	運動指導などの在宅サービスの経験がある看護師のう
			の経験がある看護師は含まれるか?	ち、1年以上の経験があれば含まれます。
16	仕様書	7. 職員体制	公衆衛生業務経験を1年以上有する看護	No. 15 回答のとおり。
		(1)包括的支援部	師とは、具体的にどういう業務経験にな	
		門ア	るのか教えてください。	
17	様式第 15	国・地方公共団	国・地方公共団体からの委託実績とは、	国・県・市町村等からの業務委託における事業名を記載
	号	体からの委託事	具体的にどういうことを記載すればいい	してください。
		業実績を記載す	のか教えてください。	具体的には、「生きがい活動支援通所サービス(生きが
		ること		いデイサービス)」や「認知症初期集中支援事業」、「在
				宅介護支援事業」等のことを指します。
18	仕様書	7 職員体制	保健師・社会福祉士などの専門職の配置	すべての職種において、開設までに確保をお願いしま
			が求められているが、いずれの職種も当	す。
			法人で募集しているが長期にわたり応募	
			が無い若しくは新人の募集が現状である	
			が、開設までに確保出来ない場合は、猶	
			予があるのか。	
19	仕様書	(1)委託料	20,000,000 円の積算根拠を示してほし	現在の小郡市地域包括支援センターの予算をもとに積
			い。業務内容が出来る職員を募集となる	算しております。
			と、上記委託料では、人件費で超えてし	
			まう可能性や、昇給が厳しいと考えられ	

			<b>ప</b> 。	
20	仕様書	8 地域包括支	現在の包括支援センターについては、基	現在の地域包括支援センターは基幹型地域包括支援セ
		援センターで実	幹型として存続するのか、若しくは、廃	ンターとして存続します。ただし、介護予防支援業務は
		施する業務	止されるのか	実施する予定がないことから、介護支援専門員につい
			もし、廃止されるのであれば、市職員以	ては、相談に応じることが可能です。
			外の職員は、委託が確定した場合、引き	
			受けることが可能であるのか	
21	仕様書	4 担当する日	1圏域1法人となっているが、久留米市	現時点での想定はありません。
		常生活圏域	のように全域、NPO 法人など1法人等に	
			委託する見直しはないのか	
			理由として、今後の運営・人材募集など	
			を考えると3か所で運営するのは厳しい	
			のではないか	
22	仕様書	4 担当する日	通常圏域は、中学校区が各市町村で見受	今後の検討事項のため、現時点での想定はありません。
		常生活圏域	けられるが、今般の地域割は、人口によ	
			るものと見受けられる。今後増減等があ	
			った場合は、圏域の変更はあるのか	
23	仕様書	9 提案上限額	なお、地域包括支援センターの設置準備	仕様書記載のとおり、原則的に事業所の負担となりま
			にかかる費用については、事業者の負担	す。ただし、ケアプラン作成用のパソコンについては、
			とするとあるが、どの範囲までになる	6 台を上限として市より貸与します。
			か、	
			例:看板設置、事務室の改修工事等	
			また、パソコン、車両購入費も事業者等	
			もなるのか	
24	仕様書	4 担当する日	各圏域の要支援認定者数は、記載されて	No. 7、No. 14 回答のとおり。
		常生活圏域	あるが、現在のケアプラン作成数を教え	
			て頂きたい。また、現在、ケアプランの	
			一部を居宅支援事業所に委託してるが、	
			地域包括支援センターが設置されたばあ	
			いは、地域包括支援センターで作成する	
			のか、若しくは今まで通り居宅支援事業	
			所に委託するのか、またその場合は、セ	
			ンター及び居宅支援事業所の各ケアプラ	
			ン数を教えて頂きたい。	